

平成22年9月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成22年度9月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成22年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
（一般会計）

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成22年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 障がい福祉課 長寿社会課 子育て支援総室 医療政策課 健康政策課	1 2 3 4 6 11 12
	2 歳入歳出事項別明細書		16
	3 節の明細		23
	4 債務負担行為に関する調書	子ども発達支援課	24
	5 繰越明許費に関する調書	長寿社会課	25

【予算以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第9号	鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について	障がい福祉課 子育て支援総室	26
議案第14号	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について	医療政策課	31

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	福祉保健課	35
報告第7号	長期継続契約の締結状況について	福祉保健課	36

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	7,644,417	1,396	7,645,813				1,396	
障がい福祉課	6,886,199	151,000	7,037,199			151,000	0	
長寿社会課	10,132,174	23,603	10,155,777			17,232	6,371	
子育て支援総室	7,864,000	184,208	8,048,208			178,408	5,800	
医療政策課	4,829,227	5,464	4,834,691	5,464			0	
健康政策課	1,297,186	211,527	1,508,713	137,095			74,432	
部計	51,192,178	577,198	51,769,376	142,559	0	346,640	87,999	
<p>説明</p> <p>1 高齢者の質の高い生活の確立 ○鳥取県介護基盤緊急整備事業</p> <p>2 あんしん医療体制の構築と健康づくり文化 ○(新)がん対策強化推進事業 ○地域医療対策費(医療施設等運営事業費)</p> <p>3 次代に向けて、「ひと」を育む ○(新)小児医療費助成事業費(市町村システム改修助成) ○(新)保育所(園)・幼稚園地域子育て支援環境整備事業 ○子育て王国とっとり建國運動推進事業</p>								

平成22年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7158・7159)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
救護事業費	620	1,182	1,802				1,182	
トータルコスト	620	1,182	1,802	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	行旅死亡人等の取扱に要する費用の支払				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
行旅死亡人の取扱件数及び1件当たりの単価が増えたことによる増額補正である。								
民生委員費	113,486	214	113,700				214	
トータルコスト	138,497	214	138,711	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.1人	0.0人	3.1人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
平成22年12月1日の民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、その定数の見直しを行い、委員の適正な配置を図る。								
2 事業の内容								
民生委員・児童委員(地区担当)の定数を11人増やし、活動手当を増額補正する。								
(1) 定数改正時期 平成22年12月1日(任期は3年)								
(2) 定数(地区担当)								
				現行定数	改正後定数(予定)			
				1,451人	1,462人			
(3) 増員数 11人(米子市5人、八頭町3人、湯梨浜町2人、南部町1人)								
(4) 補正額 214千円								
定数増に伴う活動手当の増額								
(積算) 58,200円×11人×4/12月=213,400円								
<参考> 民生委員・児童委員配置基準								
区 分				配 置 基 準				
市(人口10万人以上)				170~360世帯に1人				
市(人口10万人未満)				120~280世帯に1人				
町 村				70~200世帯に1人				

平成22年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線：7867)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金収入)	
鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業	764,830	151,000	915,830			151,000	
トータルコスト	784,193	151,000	935,193	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	2.4人	0.0人	2.4人	補助金関係業務			
工程表の政策目標(指標)	-						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

障害者自立支援法の確実な定着を図るため、国財源により平成21年度までに造成した県基金『名称：鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金』を取り崩し、事業者の新事業体系への移行促進のための基盤整備や激変緩和措置、利用者の負担軽減等の各種特別対策事業を実施する。

新体系への移行や利用者に対するサービスの向上を図るための施設改修等を行う小規模作業所等の事業所数の増加に伴うもの、また、市町村において実施する事業のうち、オストメイト対応トイレ設備の整備が所数の増加に伴う増額補正である。

2 主な事業内容

(単位：千円)

事業内容	現予算額	補正額	計																				
(ア) 事業者に対する運営の安定化等に関する措置	183,176	0	183,176																				
(イ) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	369,381	151,000	520,381																				
(1) 障害者自立支援基盤整備事業 既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修等の経費に助成することにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図る。 ※小規模作業所等から、予算額を大幅に超える新体系への移行や、利用者に対するサービス向上を図るための施設の改修・増築、備品購入、及び大規模生産設備の整備の希望があったことによる事業所数の増	170,000	150,000	320,000																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現予算</th> <th>補 正</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改修・増築等</td> <td>10件</td> <td>6件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>設備整備(備品)</td> <td>-</td> <td>7件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>大規模生産設備</td> <td>-</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10件</td> <td>14件</td> <td>24件</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現予算	補 正	計	改修・増築等	10件	6件	16件	設備整備(備品)	-	7件	7件	大規模生産設備	-	1件	1件	計	10件	14件	24件			
区 分	現予算	補 正	計																				
改修・増築等	10件	6件	16件																				
設備整備(備品)	-	7件	7件																				
大規模生産設備	-	1件	1件																				
計	10件	14件	24件																				
(2) その他法施行に伴い緊急に必要な事業	37,398	1,000	38,398																				
①オストメイト対応トイレ整備事業 オストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設に設置されている身体障がい者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備を行う ※整備か所数の増：10か所→11か所	10,000	1,000	11,000																				
②その他の事業	27,398	0	27,398																				
(3) その他の事業	161,983	0	161,983																				
(ウ) 福祉・介護人材の処遇改善	202,482	0	202,482																				
(エ) 預金利息	9,791	0	9,791																				
合 計	764,830	151,000	915,830																				

平成22年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線: 7178)

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県介護基盤緊急整備事業	209,721	24,867	234,588			(基金繰入金) 17,232	7,635	
トータルコスト	212,141	24,867	237,008	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

消防法施行令の改正(平成21年4月施行)に伴いスプリンクラー設置が義務付けられた施設の整備に対し、国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を財源として造成した「鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」等を活用して支援する。

<基金造成額>915,592千円 (H21~23年度の3カ年事業)

2 主な事業内容

○既存施設スプリンクラー整備事業 24,867千円

平成23年度に実施を計画していた既存施設スプリンクラー整備事業のうち、今年度に前倒して実施する事業者に対して助成するもの。

(単位: 千円)

施設種別	施設数	対象面積	見込み額	財源内訳	
				基金	一般財源
老人短期入所施設	1	654㎡	4,905	3,924	981
有料老人ホーム	3	2,218㎡	19,962	13,308	6,654
計	4	2,872㎡	24,867	17,232	7,635

【参考1】平成22年度整備計画(9月補正前)

(単位: 千円)

施設種別	施設数	対象面積	見込み額	財源内訳	
				基金	一般財源
特別養護老人ホーム	1	3,624㎡	52,548	43,488	9,060
有料老人ホーム	2	1,018㎡	9,162	6,108	3,054
小規模多機能型居宅介護事業所	1	504㎡	3,780	3,024	756
計	4	5,146㎡	65,490	52,620	12,870

【参考2】補助金の概要

対象施設	基金		単県加算	
	単価	補助率	単価	補助率
特別養護老人ホーム・老人保健施設 養護老人ホーム・老人短期入所施設	1,000㎡以上 12千円/㎡	10/10	1,000㎡以上 5千円/㎡	1/2
有料老人ホーム	275㎡以上		275㎡以上	10/10
小規模多機能型居宅介護事業所 (間接補助)	1,000㎡未満 6千円/㎡		1,000㎡未満 3千円/㎡	1/2 (市町村が補助をする場合)

10目 老人福祉施設費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
母来寮職員派遣事業	1,763	△1,264	499				△1,264	
トータルコスト	2,570	△1,264	1,306	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

団体派遣職員の人件費支給の取扱いを改めたことにより、母来寮派遣職員の人件費について、平成22年11月以降の補助金交付を廃止するものである。

なお、11月以降の派遣職員人件費については、派遣先である社会福祉法人鳥取県厚生事業団の負担とすることで合意済みである。

【参考】

養護老人ホーム母来寮は、平成20年4月に鳥取県から(福)鳥取県厚生事業団へ有償譲渡したが、入所者への継続的な処遇を図る観点から、現在県職員1名を派遣(派遣期間: H20~22年度)しており、職員人件費と法人が収入する措置費の人件費相当額との差額を県が補助しているもの。

平成22年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

子育て支援総室(内線:7573)

8目 特別医療費助成事業費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)小児医療費助成事業費(市町村システム改修助成)	0	5,800	5,800				5,800	
トータルコスト	0	6,607	6,607	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	地域で子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て家庭への総合的な支援施策を展開する。							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 子育て王国鳥取県の確立に向け、県・市町村が一体となって小児の医療費に対して助成し、子どもの健康の保持及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>2 主な事業内容 今議会で条例改正を提案している特別医療費助成制度の見直し(小児の助成対象の拡充)に伴い、本制度の実施主体である市町村において、特別医療費助成事務に係るシステム改修等が必要となることから、その経費の2分の1を補助する。</p> <p>(1) 補助対象経費 助成対象の拡充に対応する受給資格者の管理等を行うためのシステム構築に要する経費(本年度に限る)</p> <p>(2) 補助率 補助対象経費の2分の1</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 小児の医療費を助成する市町村に対し、医療費及び事務費(審査・支払手数料)の2分の1を助成。県制度創設時(昭和48年)の助成対象は1歳未満だったが、順次、助成対象を拡充し、平成20年4月からは助成対象を小学校就学前までとしている。 市町村に対するシステム改修等の支援により、平成23年4月からの中学校卒業までの助成対象拡充を円滑に実施することが期待できる。</p>								

2項 児童福祉費

子育て支援総室 (内線: 7570)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 保育所 (園)・幼稚園地域子育て支援環境整備事業	0	55,000	55,000			(基金繰入金) 55,000		
トータルコスト	0	55,807	55,807	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標 (指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 地域における子育て力の向上を図り、きめ細やかな子育て支援活動を促進することを目的として、保育所 (園)・幼稚園が園の開放日等に行う地域子育て支援活動 (月に1回程度とする。) に必要な備品等の購入費用に対して助成する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 実施主体 市町村 (2) 事業主体 市町村又は市町村が適当と認めた者 (3) 補助対象経費 保育所 (園)・幼稚園が園の開放日等に行う地域子育て支援活動に必要な備品等 (入所児童の保育・幼児教育のみに使用する備品等は対象外) の購入費用 (例: 遊具、教材等。ただし、園庭に設置する設置工事を伴う遊具は対象外とする。) (4) 補助対象経費の上限額 1,000千円 (5) 補助率 10/10 (安心こども基金 地域子育て創生事業) (6) 事業費内訳 47,418千円 (13市町村: 119施設) 7,582千円 (上記以外に要望があった場合に早急に対応できるよう財源措置を行うもの)</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 保育所 (園)・幼稚園が園の開放日等に行う地域の子育て支援活動に必要な備品等の購入費に対する助成制度は、これまで存在しなかった。 保育所 (園)・幼稚園に対して意向調査を行ったところ、地域の子育て支援活動に必要な備品等の購入についての要望は非常に多く、本補助金により、地域の子育て支援活動のより一層の充実が期待できる。</p>								

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
市町村地域子育て創生事業	30,000	30,000	60,000			(基金繰入金) 30,000		
トータルコスト	32,420	30,000	62,420	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	補助金交付事務、関係機関との連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

すべての家庭が安心して子どもを育てることができるよう、地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に取り組む市町村に対し、補助を行う。

※当初の見込みを上回る計画があることから、当初予算計上額に追加するもの。

2 主な事業内容

(1) 補助対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、使用料及び賃借料、備品購入費等

(2) 事業例

- ・子育て支援施設の開設経費
- ・国庫補助の対象とならないファミリー・サポート・センターの開設経費
- ・保護者等を対象とした講演会、研修会等の開催経費等

(3) 補助率 10/10（安心子ども基金 地域子育て創生事業）

(4) 所要額一覧

（単位：千円）

項目	補助金所要額	備考
当初計画分	27,606	12市町・21事業
追加計画分	28,929	7市町・13事業
その他	3,465	当初・追加計画外実施分
合計	60,000	

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
家族でお出かけ応援事業	30,000	60,200	90,200			(基金繰入金) 60,200		
トータルコスト	36,454	60,200	96,654	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.8人	0.0人	0.8人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	地域で子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て家庭への総合的な支援施策を展開する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

乳幼児を連れた家族が外出しやすい環境づくりを促進するため、おむつ替えや授乳等のために必要な設備を整備した民間事業者に対し、補助を行う。

2 主な事業内容

スーパー、食料品店、飲食店等、来訪者を限定しない施設において、子育て家庭を支援するための設備の整備を行う民間事業者に対し、補助金を交付する。

区 分	内 容
補助対象経費	次に掲げる設備を新たに整備するための備品購入費、設置工事費、改装工事費等 <ul style="list-style-type: none"> ・おむつ替えのための設備(ベビーベッド、紙おむつ用ゴミ箱等) ・授乳のための設備(ついたて、カーテン、間仕切り、いす等) ・調乳のための設備(調乳用のポット等) ・その他の設備(ベビーキープ、ベビーチェア等)
補助基準額	1か所あたり200千円(上限) 10/10

※財源: 安心子ども基金

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
子育て王国とっとり建国運動推進事業	33,121	33,208	66,329			(基金繰入金) 33,208																							
トータルコスト	34,735	33,208	67,943	(補正に係る主な業務内容)																									
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	広報																									
工程表の政策目標(指標)	地域で子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て家庭への総合的な支援施策を展開する。																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>自らのこととして、地域で“子育て”を実践していくという機運を醸成し、子育て支援の活動を実践する団体や個人、企業等を増加させるなどして、地域全体で子育てをすることを目的とした県民運動「子育て王国とっとり建国運動」をさらに推進するとともに、安心して子育てができる環境「子育て王国鳥取県」を県内外にPRする。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> <th>予算額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「とっとり子育て応援ガイドブック」の改訂発行</td> <td>平成22年3月に作成・発行したガイドブックの内容を一部改訂し、作成。</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>連載「子育て王国鳥取県を支える人々」の地元紙への掲載</td> <td>全国トップレベルの子育て環境を支える県内関係者を取り上げた連載記事を掲載(11月～3月、月1回)。</td> <td>4,725</td> </tr> <tr> <td>メディアを活用した広報</td> <td>テレビ、ラジオ、新聞等による広報を実施する。</td> <td>14,919</td> </tr> <tr> <td>とっとり子育て隊の募集リーフレット・グッズ等作成</td> <td>平成22年9月に発足のとっとり子育て隊の募集リーフレット及び加入者向けのグッズ等を作成。</td> <td>2,870</td> </tr> <tr> <td>県外向け「子育て王国鳥取県」PR</td> <td>IJUターンの促進に向け、全国トップレベルの子育て環境をPRするため、移住定住希望者向け雑誌等への広告を掲載(1月～3月)。</td> <td>9,094</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>33,208</td> </tr> </tbody> </table> <p>※財源: 安心子ども基金</p>									項 目	内 容	予算額(千円)	「とっとり子育て応援ガイドブック」の改訂発行	平成22年3月に作成・発行したガイドブックの内容を一部改訂し、作成。	1,600	連載「子育て王国鳥取県を支える人々」の地元紙への掲載	全国トップレベルの子育て環境を支える県内関係者を取り上げた連載記事を掲載(11月～3月、月1回)。	4,725	メディアを活用した広報	テレビ、ラジオ、新聞等による広報を実施する。	14,919	とっとり子育て隊の募集リーフレット・グッズ等作成	平成22年9月に発足のとっとり子育て隊の募集リーフレット及び加入者向けのグッズ等を作成。	2,870	県外向け「子育て王国鳥取県」PR	IJUターンの促進に向け、全国トップレベルの子育て環境をPRするため、移住定住希望者向け雑誌等への広告を掲載(1月～3月)。	9,094	合 計		33,208
項 目	内 容	予算額(千円)																											
「とっとり子育て応援ガイドブック」の改訂発行	平成22年3月に作成・発行したガイドブックの内容を一部改訂し、作成。	1,600																											
連載「子育て王国鳥取県を支える人々」の地元紙への掲載	全国トップレベルの子育て環境を支える県内関係者を取り上げた連載記事を掲載(11月～3月、月1回)。	4,725																											
メディアを活用した広報	テレビ、ラジオ、新聞等による広報を実施する。	14,919																											
とっとり子育て隊の募集リーフレット・グッズ等作成	平成22年9月に発足のとっとり子育て隊の募集リーフレット及び加入者向けのグッズ等を作成。	2,870																											
県外向け「子育て王国鳥取県」PR	IJUターンの促進に向け、全国トップレベルの子育て環境をPRするため、移住定住希望者向け雑誌等への広告を掲載(1月～3月)。	9,094																											
合 計		33,208																											

平成22年度 一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課 (内線: 7811)

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域医療対策費 (医療施設等運営事業費)	21,647	5,464	27,111	5,464				
トータルコスト	25,681	5,464	31,145	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	要綱改正、交付申請書類の確認、交付決定、国庫受入、支払、実績報告書の確認				

工程表の政策目標(指標) 安心安全な医療提供体制の構築

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

救急医療体制および周産期医療体制の充実を図るため、救急患者退院コーディネーターの人的費及び周産期母子医療センターの運営費に対し助成する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業名	事業概要	予算額
救急患者退院コーディネーター事業	急性期を脱した救急患者の円滑な転床・転院を促進し、救急医療用病床の有効活用や医師等の負担軽減を図るため、施設内・施設間の連携・調整等を行うコーディネーターの人的費について補助する。 補助率: 事業主体補助対象経費の1/3 事業主体: 医療機関 財源内訳: 国10/10 負担割合: 国1/3、事業主体2/3 補助対象経費: コーディネーターの確保に必要な人的費 積算: 9,724千円(基準額) × 1病院 × 1/3 = 3,241千円	3,241
周産期母子医療センター運営事業	周産期母子医療センターの充実強化について迅速かつ着実な推進を図るため、周産期母子医療センター運営事業に必要な経費について補助する。 補助率: 事業主体補助対象経費の1/3 事業主体: 県立中央病院 財源内訳: 国10/10 負担割合: 国1/3、事業主体2/3 補助対象経費: センターの運営事業に必要な経費(人的費、需用費、備品購入費等) 積算: 6,670千円(算出基礎額) × 1/3 = 2,223千円	2,223
合計		5,464

平成22年度 一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線: 7857)

3目 予防費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新型インフルエンザワクチン接種費助成事業	3,746	201,222	204,968	134,148			67,074	
トータルコスト	3,746	202,029	205,775	〔補正に係る主な業務内容〕				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	—				
工程表の政策目標(指標)	県民へ新型インフルエンザ等についての情報提供を実施。医療供給体制の整備を図るために関係機関と協議を行う。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>この秋以降の新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行に備え、平成22年10月から今年度の本格的な新型インフルエンザワクチン接種事業が開始される。</p> <p>接種費用の低所得者への負担軽減措置も昨年度と同様に講じられる予定であり、接種費用の減免事業を実施した市町村に対して費用の一部を県が負担する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>ワクチン接種対象者のうち低所得者等に対する費用軽減措置を行う市町村に対して助成を行う。</p> <p>【負担割合】 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4</p> <p>〔積算根拠〕 ※原則、13歳未満は2回接種</p> <p>〈1回目〉</p> <p>591千人(接種対象者) × 0.2(低所得者割合) × 3,600円(接種費用) × 0.53(接種率) × 3/4 × 1.1(安全率) = 186,058,620円</p> <p>〈2回目〉</p> <p>68千人(接種対象者) × 0.2(低所得者割合) × 2,550円(接種費用) × 0.53(接種率) × 3/4 × 1.1(安全率) = 15,163,830円</p> <p style="text-align: right;">(合計) 201,222,450円</p>								
(参考)								
<p>〔平成21年度予算額〕</p> <p>(11月補正) 331,815千円</p> <p style="padding-left: 20px;">(※優先接種者全員が2回接種)</p> <p>(2月補正) 30,250千円</p> <p style="padding-left: 20px;">(※健康成人も助成対象に追加及び接種回数の見直しによる精査)</p> <p>〔平成22年度予算額〕</p> <p>(6月補正) 3,746千円</p>								

7目 特定疾患対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 在宅重症難病患者一時入院事業	0	5,894	5,894	2,947			2,947	
トータルコスト	0	6,701	6,701	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	レスパイト入院受入体制整備				
工程表の政策目標 (指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

在宅の重症難病患者が、家族等介護者の休息（レスパイト）等の理由で、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、円滑に適切な医療機関に入院できるよう入院受入体制を整備することで、当該患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図る。

レスパイト入院とは・・・家族等介護者の休息等の目的のため、在宅患者が一時的に入院するもの。

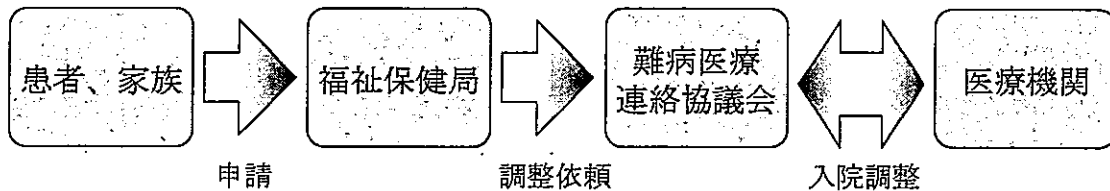
<背景>

レスパイト入院は、社会的入院の要素が強いことから、本来は介護保険等の枠組みとしショートステイを用いるべきものであるが、重症難病患者（特に人工呼吸器を付けた患者）の場合、常時医学的管理が必要なため、受け入れているショートステイは皆無に等しい。
 このような現状から、介護者は休息を取れない状況にある。
 病院へのレスパイト入院については、重症難病患者は24時間を通しての喀痰吸引や体位変換、食事・排泄介助が必要であり、また、治療行為が行われないため診療報酬点数が低く、保険診療では見合わないため、病院にとってレスパイト入院の病床確保が困難となっている。

2 主な事業内容

重症難病患者のレスパイト入院について、各福祉保健局・難病医療連絡協議会で入院先の調整を行い、医療機関が受け入れを行う。（県は受け入れる医療機関に対し、受入れ体制の整備のため委託料を支払う。）

(1) 申請の流れ



(2) 積算根拠

医療機関への委託料	5,751千円（県内の在宅人工呼吸器患者数11名を想定）
難病医療連絡協議会の開催経費	143千円
計	5,894千円

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) がん対策強化推進事業	0	4,411	4,411				4,411	
トータルコスト	0	6,025	6,025	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	がん対策推進体制とがん普及啓発の強化				
工程表の政策目標 (指標)	がん死亡率の減（19年度を基準とし、10年以内に20%減）							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>本年6月に『鳥取県がん対策推進条例』が制定されたところであり、これを契機に本県のがん対策推進体制の強化を図るとともに、がんについての正しい知識の普及及びがん検診の受診啓発の取組を強化する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) がん対策推進体制の強化</p> <p>条例制定を契機に『鳥取県がん対策推進県民会議（仮称）』を設置。医療、大学、がん拠点病院、緩和ケア、がん患者、民間事業者、教育、市町村、県など、各団体の代表者を委員とし、幅広い立場から本県のがん対策について協議いただき、県民と一丸となってがん対策を推進する。</p> <p>○主な協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙支援・受動喫煙防止対策の推進 ・がん検診受診の推進 ・事業所におけるがん対策の推進 ・子宮頸がん予防ワクチン等による予防対策の推進 ・がん患者、がん患者家族への支援 ・県民運動としてのがん対策への取組方策 <p>○所要額</p> <p>委員25名（旅費、報酬、その他開催経費等）×2回開催＝812千円</p> <p>(2) がん普及啓発</p> <p>ア 新聞による啓発 地元新聞において、紙上シンポジウムを掲載及びがんの記事のシリーズ連載。(2,552千円)</p> <p>イ がん対策推進リーフレット作成 本県のがんの現状を含め、がん予防、治療など、県民にわかりやすいリーフレットを作成し、関係機関やイベント等で配布する。(483千円)</p> <p>ウ 大腸がん検診受診啓発テレビCM放映 テレビCMにより大腸がん検診を呼びかける。(564千円)</p>								

3 これまでの取組状況、改善点

(1) がん対策推進体制の強化

がん対策推進体制の強化のため、『鳥取県がん対策推進県民会議（仮称）』を立ち上げ、あわせて現行組織である『鳥取県がん対策推進協議会』の見直しを行う。

(2) がん普及啓発

平成 20 年に策定された「鳥取県がん対策推進計画」に基づき、平成 21 年度より、本格的に啓発事業を開始した。市町村、医療関係機関、民間企業等と連携し、新聞やテレビニュースに取り上げられるなど話題性のある効果的な啓発を展開できた。

啓発の事業効果については、すぐには現れないものであるが、効果や反響等を確認しながら、引き続き実施していく必要がある。

平成22年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位: 千円)

節 款項目	3款 民生費						3款 民生費			
	補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部			うち福祉保健部			
				補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費			
							補正前	補正額	補正後	
1 報酬	379,101	214	379,315	347,005	214	347,219	153,120	214	153,334	
2 給料	1,655,720	1,923	1,657,643	1,584,223		1,584,223	376,300		376,300	
3 職員手当等	893,994	834	894,828	859,205		859,205	183,360		183,360	
4 共済費	641,894		641,894	611,165		611,165	147,043		147,043	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金	457		457	457		457				
8 報償費	87,977	438	88,415	75,657	438	76,095	26,963		26,963	
9 旅費	73,364	30	73,394	63,112	30	63,142	-29,279		29,279	
費用弁償	10,533		10,533	8,482		8,482	3,030		3,030	
普通旅費	41,138		41,138	36,650		36,650	14,955		14,955	
特別旅費	21,693	30	21,723	17,980	30	18,010	11,294		11,294	
10 交際費										
11 需用費	196,946	4,470	201,416	183,077	4,470	187,547	35,442		35,442	
12 役務費	104,004		104,004	93,311		93,311	24,678		24,678	
13 委託料	2,373,612	28,270	2,401,882	2,324,983	28,270	2,353,253	527,048		527,048	
14 使用料及び賃借料	90,454		90,454	85,382		85,382	47,302		47,302	
15 工事請負費										
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	12,045		12,045	10,693		10,693	471		471	
19 負担金、補助及び交付金	30,243,901	316,537	30,560,438	29,800,960	326,785	30,127,745	25,324,545	181,585	25,506,130	
20 扶助費	5,381,007		5,381,007	5,381,007		5,381,007	2,247,551		2,247,551	
21 貸付金	88,470		88,470	88,270		88,270	88,270		88,270	
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積立金	257,400		257,400	256,666		256,666	251,738		251,738	
26 寄附金	2,160		2,160	2,160		2,160	50		50	
27 公課費	115		115	115		115				
28 繰出金	2,579		2,579	2,579		2,579				
予備費										
計	42,485,200	352,716	42,837,916	41,770,027	360,207	42,130,234	29,463,160	181,799	29,644,959	
財源内訳	国庫支出金	4,423,940		4,423,940	4,153,751		4,153,751	1,141,290		1,141,290
	地方債	301,000		301,000	301,000		301,000	301,000		301,000
	その他	5,630,159	346,640	5,976,799	5,570,861	346,640	5,917,501	4,062,264	168,232	4,230,496
	一般財源	32,130,101	6,076	32,136,177	31,744,415	13,567	31,757,982	23,958,606	13,567	23,972,173

平成22年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費								
		1目 社会福祉総務費			4目 老人福祉費			8目 特別医療費助成事業費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	107,303	214	107,517	13,709	13,709				
2	給料	376,300		376,300						
3	職員手当等	183,360		183,360						
4	共済費	141,328		141,328	1,756	1,756				
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費	2,769		2,769	4,543	4,543				
9	旅費	5,078		5,078	7,258	7,258	200		200	
	費用弁償	675		675	483	483				
	普通旅費	3,469		3,469	2,654	2,654	200		200	
	特別旅費	934		934	4,121	4,121				
10	交際費									
11	需用費	10,539		10,539	7,376	7,376	1,000		1,000	
12	役務費	4,247		4,247	5,465	5,465	300		300	
13	委託料	109,787		109,787	134,408	134,408				
14	使用料及び賃借料	9,873		9,873	2,528	2,528	450		450	
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				50	50				
19	負担金、補助及び交付金	680,874	1,182	682,056	15,417,522	24,867	15,442,389	1,297,243	5,800	1,303,043
20	扶助費				1,027,078	1,027,078				
21	貸付金	88,270		88,270						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	12,098		12,098	227,422	227,422				
26	寄附金									
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	1,731,826	1,396	1,733,222	16,849,115	24,867	16,873,982	1,299,193	5,800	1,304,993
財源内訳	国庫支出金	77,761		77,761	147,189		147,189			
	地方債				144,000		144,000			
	その他	178,357		178,357	2,871,855	17,232	2,889,087			
	一般財源	1,475,708	1,396	1,477,104	13,686,071	7,635	13,693,706	1,299,193	5,800	1,304,993

平成22年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費						2項 児童福祉費		
		10目 老人福祉施設費			12目 障がい者自立支援事業費					
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬			15,605		15,605	169,121		169,121	
2	給料						1,098,796		1,098,796	
3	職員手当等						622,285		622,285	
4	共済費			2,092		2,092	421,117		421,117	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金						457		457	
8	報償費			10,549		10,549	48,126	438	48,564	
9	旅費			9,512		9,512	30,008	30	30,038	
	費用弁償			337		337	4,590		4,590	
	普通旅費			4,641		4,641	18,840		18,840	
	特別旅費			4,534		4,534	6,578	30	6,608	
10	交際費									
11	需用費			10,777		10,777	140,637	4,470	145,107	
12	役務費			6,759		6,759	65,165		65,165	
13	委託料			223,880		223,880	1,776,479	28,270	1,804,749	
14	使用料及び賃借料	15,103		15,103	8,987	8,987	36,886		36,886	
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				30	30	4,711		4,711	
19	負担金、補助及び交付金	169,813	△ 1,264	168,549	3,760,674	151,000	3,911,674	4,274,430	145,200	4,419,630
20	扶助費				1,219,951		1,219,951	1,524,078		1,524,078
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金				9,791		9,791	3,242		3,242
26	寄附金						910		910	
27	公課費						115		115	
28	繰出金						2,579		2,579	
	予備費									
	計	184,916	△ 1,264	183,652	5,278,607	151,000	5,429,607	10,219,142	178,408	10,397,550
財源内訳	国庫支出金				867,554		867,554	1,779,687		1,779,687
	地方債	157,000		157,000						
	その他				1,009,350	151,000	1,160,350	1,448,440	178,408	1,626,848
	一般財源	27,916	△ 1,264	26,652	3,401,703		3,401,703	6,991,015		6,991,015

平成22年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費			4款 衛生費					
		うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部		
		2項 児童福祉費						補正前	補正額	補正後
		1目 児童福祉総務費								
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	71,348		71,348	123,846		123,846	64,228		64,228
2	給料	1,098,796		1,098,796	1,408,108	1,922	1,410,030	699,918		699,918
3	職員手当等	622,285		622,285	755,098	549	755,647	401,014		401,014
4	共済費	410,440		410,440	536,647		536,647	265,136		265,136
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	27		27	7,566		7,566	7,566		7,566
8	報償費	15,818	438	16,256	63,231	460	63,691	52,831	460	53,291
9	旅費	19,390	30	19,420	82,322	302	82,624	54,578	302	54,880
	費用弁償	2,455		2,455	5,048		5,048	4,021		4,021
	普通旅費	10,969		10,969	53,861		53,861	31,688		31,688
	特別旅費	5,966	30	5,996	23,413	302	23,715	18,869	302	19,171
10	交際費									
11	需用費	28,576	4,470	33,046	232,315	513	232,828	88,447	513	88,960
12	役務費	19,051		19,051	66,204		66,204	35,345		35,345
13	委託料	205,293	28,270	233,563	717,986	10,173	728,159	361,532	9,010	370,542
14	使用料及び賃借料	10,399		10,399	76,444	20	76,464	35,040	20	35,060
15	工事請負費				214,368		214,368	195,642		195,642
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	445		445	30,386	43	30,429	13,019		13,019
19	負担金、補助及び交付金	1,780,035	145,200	1,925,235	4,977,898	231,715	5,209,613	4,217,245	206,686	4,423,931
20	扶助費	1,191		1,191	1,194,395		1,194,395	1,194,395		1,194,395
21	貸付金				1,148,910		1,148,910	580,284		580,284
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	3,242		3,242	37,676		37,676	26,859		26,859
26	寄附金				21,650		21,650	21,650		21,650
27	公課費				38		38	38		38
28	繰出金									
	予備費									
	計	4,286,336	178,408	4,464,744	11,695,088	245,697	11,940,785	8,314,767	216,991	8,531,758
財源内訳	国庫支出金	391,453		391,453	1,153,899	142,559	1,296,458	1,016,389	142,559	1,158,948
	地方債				12,000		12,000	12,000		12,000
	その他	856,569	178,408	1,034,977	2,876,821	30,472	2,907,293	1,696,537		1,696,537
	一般財源	3,038,314		3,038,314	7,652,368	72,666	7,725,034	5,589,841	74,432	5,664,273

平成22年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費								
		補正前	補正額	補正後	3目 予防費			7目 特定疾患対策費		
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	39,847		39,847	6,943		6,943	2,121		2,121
2	給料	135,468		135,468						
3	職員手当等	80,802		80,802						
4	共済費	54,204		54,204	910		910	504		504
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	2,195		2,195				1,411		1,411
8	報償費	32,601	460	33,061	7,211		7,211	1,731		1,731
9	旅費	25,358	302	25,660	7,316		7,316	577		577
	費用弁償	1,806		1,806	126		126			
	普通旅費	11,132		11,132	2,624		2,624	453		453
	特別旅費	12,420	302	12,722	4,566		4,566	124		124
10	交際費									
11	需用費	41,399	513	41,912	15,160		15,160	700		700
12	役務費	16,963		16,963	5,428		5,428	770		770
13	委託料	167,131	9,010	176,141	6,874		6,874	21,944	5,894	27,838
14	使用料及び賃借料	10,933	20	10,953	1,975		1,975	2,927		2,927
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	345		345						
19	負担金、補助及び交付金	514,044	201,222	715,266	139,318	201,222	340,540	5,987		5,987
20	扶助費	1,194,205		1,194,205	900		900	671,425		671,425
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	2,195		2,195						
26	寄附金									
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	2,317,690	211,527	2,529,217	192,035	201,222	393,257	710,097	5,894	715,991
財源内訳	国庫支出金	893,399	137,095	1,030,494	37,665	134,148	171,813	351,517	2,947	354,464
	地方債	12,000		12,000						
	その他	191,849		191,849	37		37	21		21
	一般財源	1,220,442	74,432	1,294,874	154,333	67,074	221,407	358,559	2,947	361,506

平成22年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費			4項 医薬費					
		9目 生活習慣病予防対策費						2目 医務費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	2,121		2,121	18,438		18,438	4,403		4,403
2	給料				233,306		233,306			
3	職員手当等				147,524		147,524			
4	共済費	415		415	88,118		88,118	1,127		1,127
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	784		784	5,371		5,371	5,371		5,371
8	報償費	3,714	460	4,174	19,892		19,892	5,284		5,284
9	旅費	2,565	302	2,867	25,918		25,918	12,191		12,191
	費用弁償				2,107		2,107	1,390		1,390
	普通旅費	658		658	17,416		17,416	7,722		7,722
	特別旅費	1,907	302	2,209	6,395		6,395	3,079		3,079
10	交際費									
11	需用費	5,758	513	6,271	34,528		34,528	14,859		14,859
12	役務費	1,534		1,534	11,458		11,458	5,807		5,807
13	委託料	26,484	3,116	29,600	182,504		182,504	154,455		154,455
14	使用料及び賃借料	744	20	764	11,851		11,851	8,281		8,281
15	工事請負費				195,642		195,642	195,642		195,642
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	330		330	12,364		12,364	10,868		10,868
19	負担金、補助及び交付金	205,087		205,087	3,703,177	5,464	3,708,641	1,270,450	5,464	1,275,914
20	扶助費	123,146		123,146	190		190			
21	貸付金				580,284		580,284	136,800		136,800
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金				24,664		24,664	24,664		24,664
26	寄附金				21,650		21,650	21,650		21,650
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	372,682	4,411	377,093	5,316,879	5,464	5,322,343	1,871,852	5,464	1,877,316
財源内訳	国庫支出金	126,811		126,811	122,990	5,464	128,454	86,872	5,464	92,336
	地方債	12,000		12,000						
	その他	653		653	1,504,658		1,504,658	1,456,596		1,456,596
	一般財源	233,218	4,411	237,629	3,689,231		3,689,231	328,384		328,384

平成22年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	福祉保健部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	411,233	214	411,447
2	給料	2,284,141		2,284,141
3	職員手当等	1,260,219		1,260,219
4	共済費	876,301		876,301
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	8,023		8,023
8	報償費	128,488	898	129,386
9	旅費	117,690	332	118,022
	費用弁償	12,503		12,503
	普通旅費	68,338		68,338
	特別旅費	36,849	332	37,181
10	交際費			
11	需用費	271,524	4,983	276,507
12	役務費	128,656		128,656
13	委託料	2,686,515	37,280	2,723,795
14	使用料及び賃借料	120,422	20	120,442
15	工事請負費	195,642		195,642
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	23,712		23,712
19	負担金、補助及び交付金	34,964,589	533,471	35,498,060
20	扶助費	6,575,402		6,575,402
21	貸付金	668,554		668,554
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料	161,000		161,000
24	投資及び出資金			
25	積立金	283,525		283,525
26	寄附金	23,810		23,810
27	公課費	153		153
28	繰出金	2,579		2,579
	予備費			
	計	51,192,178	577,198	51,769,376
財源内訳	国庫支出金	5,330,921	142,559	5,473,480
	地方債	313,000		313,000
	その他	7,275,752	346,640	7,622,392
	一般財源	38,272,505	87,999	38,360,504

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
報酬	民生委員・児童委員 11人
負担金、補助及び交付金	行旅死亡人取扱費市町村交付金 1,182
4目 老人福祉費	
負担金、補助及び交付金	鳥取県介護基盤緊急整備事業補助金 24,867
8目 特別医療費助成事業費	
負担金、補助及び交付金	市町村システム改修等に係る補助金 5,800
10目 老人福祉施設費	
負担金、補助及び交付金	母来寮派遣職員給与費補助金 △ 1,264
12目 障がい者自立支援事業費	
負担金、補助及び交付金	障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 151,000
2項 児童福祉費	
1目 児童福祉総務費	
負担金、補助及び交付金	家族でお出かけ応援事業補助金 60,200
負担金、補助及び交付金	市町村地域子育て創生事業費補助金 30,000
負担金、補助及び交付金	保育所(園)・幼稚園地域子育て支援環境整備事業補助金 55,000
4款 衛生費	
1項 公衆衛生費	
3目 予防費	
負担金、補助及び交付金	新型インフルエンザワクチン接種費減免補助金 201,222
4項 医薬費	
2目 医務費	
負担金、補助及び交付金	救急医療施設運営費補助金 5,464

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳 千円			
		期間	金額	期間	金額	待 特 定 財 源	地方債	その他	一般財源
平成22年度 総合療育センター医 療事務業務委託	38,520		0	平成23年度から 平成25年度まで	38,520			38,520	

繰越明許費に関する調書

福祉保健部(単位:千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	備考
3民生費	1社会福祉費	10老人福祉施設費	圏域型特別養護老人 ホーム整備事業費	157,500	157,500	施設整備事業計画の選定に時間を要し、年度内の事業完了が困難なため。
福祉保健部 一般会計 合計				157,500	157,500	

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 子どもの医療に係る経済的負担の軽減を図るため特別医療費の助成の対象を拡充するとともに、身体障がい者等の特別医療費受給手続の負担の軽減を図るため助成対象の決定に必要な所得判定に係る所得年の切替時期を変更する等所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要 (1) 子どもに係る特別医療費の助成の対象を15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(現行 小学校就学の始期に達するまでの間にある者)とする。 (2) 身体障がい者等に係る特別医療費の助成の対象の可否及び助成の額の決定に際し、 ① 前々年の所得を用いて判定することとなる医療を受ける日の属する月を1月から7月まで(現行 1月から6月まで)とし、 ② 前年度分の市町村民税の状況を参照して決定することとなる医療を受ける日の属する月を4月から7月まで(現行 4月から6月まで)とする。 (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者を生活保護法による保護を受けている者と同様の取扱いであることを明記する。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成23年4月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例案

第1条 鳥取県特別医療費助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項、次項及び第7項において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。第7項において同じ。）である者（次号において「市町村民税世帯非課税者」という。）</p> <p>イ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3～9 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から7</p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項、次項及び第7項において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。第7項において同じ。）である者（次号において「市町村民税世帯非課税者」という。）</p> <p>イ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3～9 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から6</p>

月までの場合にあつては、前々年の所得。次号及び第3号において同じ。)の額(規則で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの

略

(2)～(4) 略

(5) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているものうち前年の所得(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得)について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの並びにこれらの者が扶養している児童

(6) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

月までの場合にあつては、前々年の所得。以下同じ。)の額(規則で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの

略

(2)～(4) 略

(5) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているものうち前年の所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの並びにこれらの者が扶養している児童

(6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者

第2条 鳥取県特別医療費助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第3条 知事は、市町村が別表に掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」という。)を受けている者を除く。)の医療費のうち被保険者等負担金について助成するときは、当該市町村に対し、その助</p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 知事は、市町村が別表に掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)の医療費のうち被保険者等負担金について助成するときは、当該市町村に対し、その助成に要する経費について補助金を交付する。</p>

<p>成に要する経費について補助金を交付する。</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 境界層該当者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第6条第2項の規定による現に支援給付を受けていないとにかかわらず支援給付を必要とする状態にある者であつて、社会保険各法その他の法令の規定による医療給付に係る自己負担、食事の提供若しくは居住等に要する費用の自己負担、福祉サービスその他のサービスに係る利用者負担又は介護保険の保険料についての軽減措置を適用したならば保護又は支援給付を必要としない状態となるものうち、当該者に該当する旨の証明書（社会保険各法の規定による場合にあつては、当該者に該当することが記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書（支援給付の場合にあつては、これらに準ずる書類））を福祉事務所長より交付されたものをいう。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3～9 略</p>	<p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当する者（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 境界層該当者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であつて、社会保険各法その他の法令の規定による医療給付に係る自己負担、食事の提供若しくは居住等に要する費用の自己負担、福祉サービスその他のサービスに係る利用者負担又は介護保険の保険料についての軽減措置を適用したならば保護を必要としない状態となるものうち、当該者に該当する旨の証明書（社会保険各法の規定による場合にあつては、当該者に該当することが記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書）を福祉事務所長より交付された者をいう。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3～9 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県特別医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 施行日から平成23年7月31日までの間における新条例の規定の適用については、新条例第3条第2項第1号ア中「当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成23年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成23年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成23年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）」

は、平成22年度)」と、新条例別表第1号中「前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年の所得。次号及び第3号において同じ。）」とあるのは「平成22年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、平成21年の所得。次号及び第3号において同じ。）」と、同表第2号及び第3号中「前年の所得」とあるのは「平成22年の所得」とする。

- 4 平成22年の所得が新条例別表第1号から第3号までに規定する基準額（以下「基準額」という。）を満たす者であつて、平成23年の所得が基準額に満たないものに係る平成24年7月1日から同月31日までの間の医療に係る医療費の助成に関する新条例の規定の適用については、新条例第3条第2項第1号ア中「当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成24年度」と、新条例別表第1号中「前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年の所得。次号及び第3号において同じ。）」とあるのは「平成23年の所得」と、同表第2号及び第3号中「前年の所得」とあるのは「平成23年の所得」とする。

<p>条例名等</p>	<p>貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について</p>																	
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 訪問看護事業所における看護職員の確保を図るため、看護職員修学資金の借受者の債務の免除の条件を改める等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 看護職員修学資金の返還に係る債務の免除の条件のうち、訪問看護事業所において看護職員の業務に従事する場合の要件である3年以上の医療機関等での実務経験を廃止する。 (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 公布日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><現行></p> <p>返還免除になる場合</p> <p>医療機関又は介護老人保健施設で3年以上の経験を有する者が、訪問看護事業所で業務に従事する場合は、返還猶予の対象となり、5年間業務に従事すると、返還免除(全額免除又は半額免除)となる。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療機関又は 介護老人保健施設 <small>(看護職員として3年間業務に従事)</small></td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">訪問看護事業所 <small>(看護職員として2年間業務に従事)</small></td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">...</td> <td style="vertical-align: middle;">5年間</td> </tr> </table> <p>返還免除にならない場合</p> <p>医療機関又は介護老人保健施設での経験が3年未満の者(新人看護師など)が、訪問看護事業所へ就労しても、返還猶予の対象とならない(3年以上の経験がない)ため、修学資金を返還してもらう。</p> <p><改正後></p> <p>実務経験(3年以上の経験)を削除し、医療機関又は介護老人保健施設での経験年数を問わず、看護職員が訪問看護事業所へ就労すれば返還猶予となり、通算5年間業務に従事すると返還免除(全額免除又は半額免除)となる。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">養成所卒業 ・免許取得</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">訪問看護事業所 <small>(看護職員として5年間業務に従事)</small></td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">...</td> <td style="vertical-align: middle;">5年間</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">養成所卒業 ・免許取得</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療機関又は 介護老人保健施設 <small>(看護職員として業務に従事)</small></td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">訪問看護事業所 <small>(看護職員として業務に従事)</small></td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">...</td> <td style="vertical-align: middle;">5年間</td> </tr> </table> </div>	医療機関又は 介護老人保健施設 <small>(看護職員として3年間業務に従事)</small>	+	訪問看護事業所 <small>(看護職員として2年間業務に従事)</small>	...	5年間	養成所卒業 ・免許取得	→	訪問看護事業所 <small>(看護職員として5年間業務に従事)</small>	...	5年間	養成所卒業 ・免許取得	→	医療機関又は 介護老人保健施設 <small>(看護職員として業務に従事)</small>	+	訪問看護事業所 <small>(看護職員として業務に従事)</small>	...	5年間
医療機関又は 介護老人保健施設 <small>(看護職員として3年間業務に従事)</small>	+	訪問看護事業所 <small>(看護職員として2年間業務に従事)</small>	...	5年間														
養成所卒業 ・免許取得	→	訪問看護事業所 <small>(看護職員として5年間業務に従事)</small>	...	5年間														
養成所卒業 ・免許取得	→	医療機関又は 介護老人保健施設 <small>(看護職員として業務に従事)</small>	+	訪問看護事業所 <small>(看護職員として業務に従事)</small>	...	5年間												

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲		貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	
略				略			
看護職員修学資金等	<p>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）に従事し、</p>	略		看護職員修学資金等	<p>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）に従事し、</p>	略	

する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者(鳥取大学において看護学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者を除く。)又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

引き続き5年間その業務に従事したとき。

イ～ト 略
チ 介護保険法
(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)

リ 略

2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の

する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者(鳥取大学において看護学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者を除く。)又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

当該施設において引き続き5年間その業務に従事したとき(りに掲げる施設の業務に従事する場合にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうち県内の次に掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)

イ～ト 略
チ 介護老人保健施設

リ 略

2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の

博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(二に掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。

イ〜ハ 略

略

略

略

略

備考 略

博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(二に掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(へに掲げる施設の業務に従事する場合にあつては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうち県内の次に掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち修士課程修了後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)

イ〜ハ 略

略

略

略

略

備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成22年8月25日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成22年8月25日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 和解の相手方 西伯郡大山町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金106,868円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故の発生年月日 平成22年5月27日</p> <p>イ 事故発生場所 西伯郡大山町富長地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

報告第7号

長期継続契約の締結状況について

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	中部総合事務 所	物品	デスクトップパソコン	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	52,920	平成22年8月1日 ～平成23年7月31日	鳥取県中部総合事 務所福祉保健局